4-7 15:00~15:05

第36問　次の【事実関係】に記載された事実に基づき，司法書士法人シビルローが依頼を受けて申請をした登記の手続について，後記の問１から問３までに答えなさい。

【事実関係】

1　平成25年３月８日，民事二郎は，死亡した。

2　民事二郎は，生前に，別紙１のとおり，公正証書によって遺言をしていた。

3　民事二郎の相続関係は，別紙２の相続関係説明図のとおりであり，相続人は，他にいない。

4　上記２の遺言の第１条記載の土地（以下「甲土地」という。）の登記事項証明書は別紙３のとおりであり，当該遺言の第３条記載の土地（以下「乙土地」という。）の登記事項証明書は別紙４のとおりである。

5　平成25年４月12日，法務春男は，民事二郎の法定相続人に対し，遺言執行者への就職につき，承諾した。

6　平成25年５月10日，民事夏子は上記２の遺言の第２条の遺贈を，公益社団法人ジャスティスは当該遺言の第３条の遺贈をそれぞれ承認した。

7　平成25年６月７日，法務春男と司法秋男は，乙土地を目的として，上記２の遺言の第３条に基づき，別紙５の不動産売買契約書記載のとおり，売買契約を締結した。

8　平成25年７月５日，司法秋男は，法務春男に対し，乙土地の売買代金の全額を支払い，法務春男は，これを受領した。

9　平成25年７月５日，法務春男は，乙土地の抵当権者である株式会社甲乙丙興産に対し，抵当権の被担保債務，その利息及び遅延損害金の合計額の全額を支払い，株式会社甲乙丙興産は，法務春男に対し，別紙６の債務弁済証書を交付した。

10　株式会社甲乙丙興産の現在事項一部証明書は，別紙７のとおりである。

11　民事二郎の住民票の除票の写しは，別紙８のとおりである。

12　平成25年７月５日，関係当事者全員は，司法書士法人シビルローに対し，上記１から11までの事実に基づいて必要となる全ての登記申請手続の代理を依頼し，必要な書類を預託した。また，関係当事者のうち，申請情報と併せて提供すべき登記識別情報又は登記済証を提供することができない者は，司法書士法人シビルローに対し，資格者代理人による本人確認情報を作成し，提供することを依頼した。

13　法務春男及び司法秋男は，乙土地の売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因を証する情報について，上記７の売買契約書の原本を使用せず，別に登記原因証明情報を作成して提供することとし，その起案を司法

書士法人シビルローに依頼した。

14　司法書士法人シビルローは，上記13の依頼に基づき，別紙9の登記原因証明情報を起案し，法務春男及び司法秋男は，当該登記原因証明情報に署名押印した上，司法書士法人シビルローに交付した。

15　甲土地に係る不動産の課税標準の額は金2,424万2,400円であり，乙土地に係る不動産の課税標準の額は金3,636万3,600円である。

16　甲土地及び乙土地の所在地を管轄する登記所は，平成19年2月19日に不動産登記法附則第6条第1項の指定(いわゆるオンライン庁の指定)を受けている。

17　平成25年7月5日，司法書士法人シビルローは，書面申請の方法により，登記の申請を行った。

問1　**【事実関係】**に基づき，司法書士法人シビルローが申請した甲土地に係る各登記の登記の目的，登記原因及びその日付，申請人の氏名又は名称，添付情報，課税価格並びに登録免許税額について，司法書士法人シビルローが申請した登記の順に従って，第36問答案用紙の第1欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問2　**【事実関係】**の14の登記原因証明情報(別紙9)における「登記の原因となる事実又は法律行為」欄の(X)の欄に記載すべき事実や法律行為について，箇条書で，第36問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3　**【事実関係】**に基づき，司法書士法人シビルローが申請した乙土地に係る各登記の登記の目的，登記原因及びその日付，申請人の氏名又は名称，添付情報，課税価格並びに登録免許税額について，司法書士法人シビルローが申請した登記の順に従って，第36問答案用紙の第3欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

1　司法書士法人シビルローは，複数の登記の申請をする場合には，申請件数が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

2　司法書士法人シビルローは，後記**【添付情報一覧】**に掲げる情報を添付情報として利用することができる場合は，これを添付情報として利用するものとする。

3　法務春男のほかに他の者が申請をすることができる場合であっても，法務春男が登記の申請をするものとする。

4　第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の申請人の氏名又は名称欄に解答を記載するに当たっては，次の要領で行うこと。

(1)「権利者」，「申請人」等の表示も記載するほか，持分の表示が必要な場合は，持分の表示も，記載する。

(2) 住所，本店又は代表機関の資格及び氏名は，記載することを要しない。

5　第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては，次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は，その登記の申請に必要な添付情報を後記**【添付情報一覧】**から選択し，その記号(アからトまで)を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても，後記**【添付情報一覧】**から選択し，その記号(アからトまで)を記載する。

(3) 後記**【添付情報一覧】**のアからトまでに掲げられた情報以外の情報(登記申請に関する委任状等)は，記載することを要しない。

6　第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり，記載すべき情報等がない場合には，その欄に「なし」と記載すること。

7　申請すべき登記がない場合には，第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

8　添付情報のうち，登記申請に際して有効期限の定めがあるものは，登記の申請時において，全て有効期限内のものであるものとする。

9　別紙は，いずれも，実際の様式とは異なる。また，別紙には，記載内容の一部が省略されているものがあり，別紙を含め，登記の申請に必要な添付情報は，いずれも，**【事実関係】**に沿う形で，法律上適式に作成されているものとする。

10　数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。

11　登録免許税額の算出について，租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用は，ないものとする。

12　訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

【添付情報一覧】

ア　民事二郎の遺言公正証書(別紙１)

イ　株式会社甲乙丙興産の債務弁済証書(別紙６)

ウ　株式会社甲乙丙興産の現在事項一部証明書(別紙７)

エ　民事二郎の住民票の除票の写し(別紙８)

オ　登記原因証明情報(別紙９)

カ　民事二郎の戸籍の一部事項証明書

キ　民事冬子の戸籍の一部事項証明書

ク　民事夏子の戸籍の一部事項証明書

ケ　民事一郎の戸籍の一部事項証明書

コ　民事二郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書，戸籍謄本，除籍謄本及び改製原戸籍謄本(カからケまでの戸籍の一部事項証明書を除く。)

サ　民事冬子の住民票の写し(本籍の記載あり)

シ　民事夏子の住民票の写し(本籍の記載あり)

ス　民事一郎の住民票の写し(本籍の記載あり)

セ　司法秋男の住民票の写し

ソ　法務春男の印鑑に関する証明書

タ　法務春男以外の申請人の印鑑に関する証明書

チ　甲土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証

ツ　乙土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証

テ　乙土地の所有権以外の権利に関する登記識別情報又は登記済証

ト　**【事実関係】**の12において作成した本人確認情報

相続がはじまってから
売却

別紙1

平成23年　第100号

遺言公正証書

本公証人は，平成23年12月20日，遺言者民事二郎の嘱託により，証人山川太郎，同海川次郎の立会いの下に，遺言者の口述の趣旨を次のとおり筆記し，この証書を作成する。

第1条　遺言者は，遺言者の有する下記1の不動産(土地)の所有権のうち持分3分の1並びに同2の預貯金及び同3の株式の全てを遺言者の妻民事冬子(昭和28年10月1日生，住所【略】)に相続させる。

記

1　不動産
　所　在　東京都新宿区甲町一丁目
　地　番　22番3
　地　目　宅地
　地　積　65.43㎡
2　預貯金　【略】
3　株　式　【略】

甲

第2条　遺言者は，第1条記載の不動産の所有権のうち持分3分の2を，遺言者の長男亡民事太一の妻民事夏子(昭和56年8月1日生，住所【略】)に遺贈する。

第3条　遺言者は，遺言者の有する下記の不動産(土地)を遺言執行者をして換価処分させ，その換価処分によって得た代金から，遺言者の借入金，入院費用，未払の租税公課及びその他一切の債務並びに本遺言の執行に要する費用を控除した残額を，公益社団法人ジャスティス(主たる事務所【略】)に遺贈(寄付)する。

記

所　在　東京都新宿区乙町四丁目
地　番　55番6
地　目　宅地
地　積　98.76㎡

乙

第4条　遺言者は，本遺言の遺言執行者に法務春男(昭和28年6月3日生，住所【略】)を指定する。

本旨外要件

東京都新宿区甲町一丁目1番1号
会社役員
遺言者　民　事　二　郎
昭和17年5月2日生

上記遺言者は，印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

(以下省略)

別紙２

遺言者　民事二郎　相続関係説明図

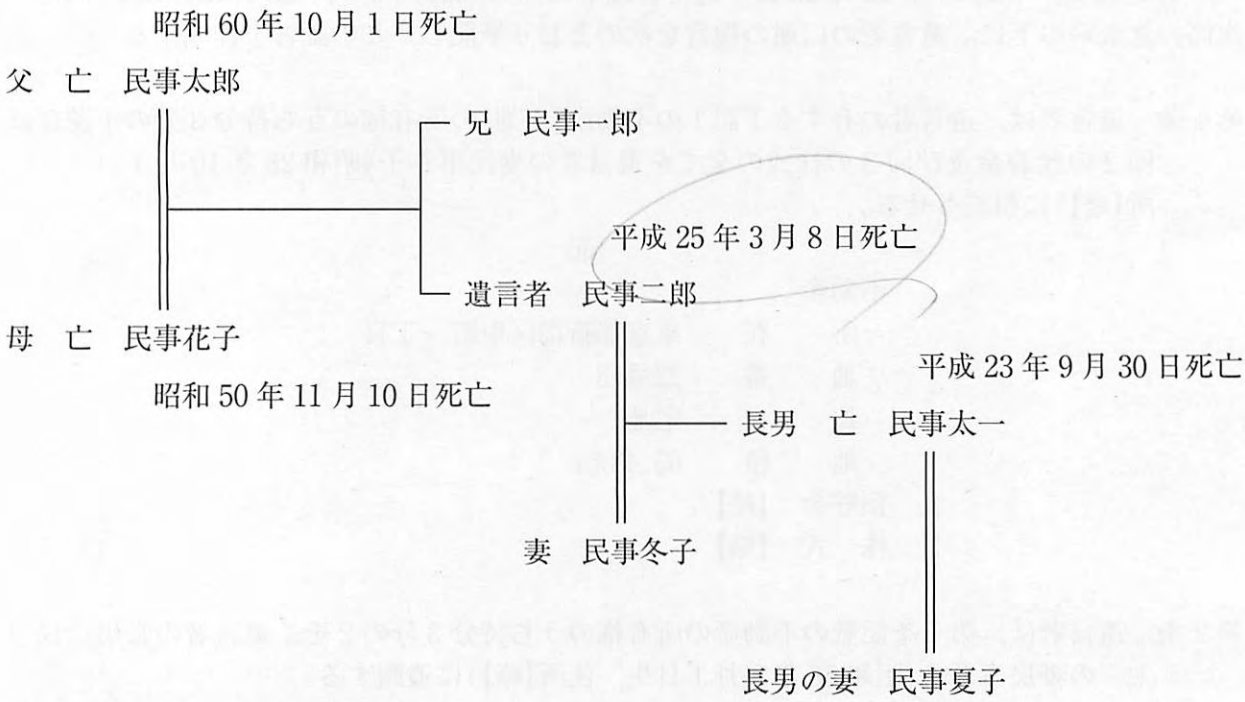

別紙３

東京都新宿区甲町１丁目22－３　　全部事項証明書　（土地）

表題部(土地の表示)	調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	新宿区甲町一丁目		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 ㎡	原因及びその日付[登記の日付]	
22番3	宅地	65 43	余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和30年2月21日 第1111号	原因　昭和30年2月21日売買 所有者　世田谷区丁町45番地 民事太郎 順位1番の登記を移記
2	所有権移転	昭和63年12月23日 第2222号	原因　昭和60年10月1日相続 共有者　市川市戊町一丁目23番地 持分2分の1　民事一郎 鎌倉市丙町987番地 2分の1　民事二郎 代位者　千葉市己町67番地 株式会社ＡＢＣ銀行 代位原因　昭和61年2月3日設定の抵当権設定登記請求権 順位2番の登記を移記
3	民事一郎持分全部移転	平成4年4月1日 第3333号	原因　平成4年4月1日売買 所有者　鎌倉市丙町987番地 持分2分の1　民事二郎

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	民事一郎持分抵当権設定	昭和63年12月23日 第2223号	原因　昭和61年2月3日金銭消費貸借同日設定 債権額　金2,000万円 利息　年5％ 損害金　年14･5％(年365日日割計算) 債務者　市川市戊町一丁目23番地 民事一郎 抵当権者　千葉市己町67番地 株式会社ＡＢＣ銀行 順位1番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成4年4月1日 第3332号	原因　平成4年4月1日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年7月1日

東京法務局新宿出張所　　登記官　○　○　○　○　印

AQ－B

別紙４

東京都新宿区乙町４丁目55－６　　全部事項証明書　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	新宿区乙町四丁目		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 ㎡	原因及びその日付［登記の日付］	
55番６	宅地	98　76	余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第２条第２項の規定により移記 【略】	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	平成２年６月２日 第5555号	原因　平成２年６月２日売買 所有者　鎌倉市丙町987番地 民事二郎 順位１番の登記を移記

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	抵当権設定	平成11年７月４日 第6666号	原因　平成11年７月４日金銭消費貸借同日設定 債権額　金1,000万円 利息　年2·7％ 損害金　年14％（年365日日割計算） 債務者　鎌倉市丙町987番地 民事二郎 抵当権者　千代田区庚町七丁目８番９号 有限会社甲乙丙興産

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年７月１日

東京法務局新宿出張所　　登記官　○　○　○　○　印

別紙５

不動産売買契約書

不動産の表示

東京都新宿区乙町四丁目55番6　宅地　98.76㎡

売主民事二郎遺言執行者法務春男と買主司法秋男は，上記不動産について，次のとおり，売買契約を締結した。

第１条　売主は，買主に対し，本日，上記の不動産を金7,500万円にて売り渡し，買主は，これを買い受けた。

第２条　買主は，売主に対し，平成25年７月５日限り，第４条の所有権の移転の登記の申請に必要な書類の引渡しと引換えに，上記の売買代金を支払う。

第３条　上記の不動産の所有権は，買主が売買代金の全額を支払い，売主がこれを受領したときに，売主から買主に移転する。

第４条　売主は，買主に対し，平成25年７月５日限り，上記の売買代金の支払と引換えに，上記の不動産の所有権の移転の登記の申請に必要な書類を引き渡す。

第５条　売主は，上記の不動産について，本売買契約に基づく所有権の移転の登記を申請する前に，その責任と負担において，担保権，用益権等，買主の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去するものとし，その担保権，用益権等が登記されている場合には，その登記を抹消しなければならない。

（以下省略）

平成25年６月７日

売主　住所　【略】

氏名　民事二郎遺言執行者　法務春男　　印

買主　住所　【略】

氏名　司法秋男　　印

別紙6

債務弁済証書

平成25年7月5日

民事二郎遺言執行者
法　務　春　男　　殿

東京都千代田区庚町七丁目8番9号
株式会社　甲乙丙興産
代表取締役　甲乙丙一郎　㊞

当社は，本日，下記不動産に設定された下記抵当権の被担保債権(民事二郎氏に対する平成11年7月4日付金銭消費貸借契約による貸付金残金，当初債権額金1,000万円)，利息及び遅延損害金につき，その全額金300万円の弁済を受けました。

記

不動産の表示
新宿区乙町四丁目55番6　宅地　98.76㎡

抵当権の表示
平成11年7月4日東京法務局新宿出張所受付第6666号

別紙７

現在事項一部証明書

東京都千代田区庚町七丁目８番９号
株式会社甲乙丙興産
会社法人等番号　0100－02－＊＊＊＊＊＊

商号	株式会社甲乙丙興産	
本店	東京都千代田区庚町七丁目８番９号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成２年８月14日	
役員に関する事項	取締役　　甲乙丙　一　郎	平成24年11月１日就任 平成24年11月２日登記
	東京都千代田区庚町七丁目８番９号 代表取締役　　甲乙丙　一　郎	平成24年11月１日就任 平成24年11月２日登記
登記記録に関する事項	平成24年６月29日有限会社甲乙丙興産を商号変更し、移行したことにより設立	平成24年６月29日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の一部であることを証明した書面である。

平成25年７月１日
東京法務局
登記官　　○　○　○　○　印

AQ－B

別紙８

住民票(除票)

<table>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4">民事二郎</td></tr>
<tr><td>生年月日
昭和17年5月2日</td><td>性別　男</td><td>続柄　本人</td><td>住民となった年月日
平成12年1月1日</td><td>住民票コード
【略】</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">東京都新宿区甲町1丁目1番1号</td></tr>
<tr><td>世帯主</td><td colspan="4">民事二郎</td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="2">【略】</td><td>筆頭者</td><td>民事二郎</td></tr>
<tr><td colspan="3">平成12年1月1日　神奈川県鎌倉市丙町987番地
から転入</td><td colspan="2">平成12年1月7日
転入届出</td></tr>
<tr><td colspan="5">平成25年3月11日　戸籍の届出により消除
死亡年月日　平成25年3月8日</td></tr>
</table>

この写しは，除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成25年7月1日

新宿区長　　○　○　○　○ 印

別紙９

登記原因証明情報

１　登記申請情報の要項

(1)　登記の目的　　【略】

(2)　登記の原因　　【略】

(3)　当　事　者　　登記権利者　【略】

　　登記義務者　【略】

(4)　不　動　産　　東京都新宿区乙町四丁目55番6　宅地　98.76㎡

２　登記の原因となる事実又は法律行為

・　民事二郎は，平成23年12月20日，遺産である上記の不動産を換価処分し，その換価代金から，同人が負担する一切の債務及び遺言の執行に要する費用を控除した残額を公益社団法人ジャスティスに遺贈する旨とともに，遺言執行者に法務春男を指定する旨の遺言をした。

・　民事二郎は，平成25年3月8日，死亡した。

・　法務春男は，民事二郎遺言執行者への就職を承諾した。

（X）

・　よって，上記の不動産の所有権は，同日，登記権利者に移転した。

上記のとおり，相違ない。

東京法務局新宿出張所　御中

平成25年7月5日

登記権利者　　【略】

登記義務者　　【略】

15:05～

第37問　司法書士法務花子は，平成25年7月5日，事務所を訪れた株式会社甲野商事の代表取締役から，別紙1から5までの書類のほか，登記申請に必要な書類の提示を受け，別紙6の聴取記録のとおりに事情を聴取し，確認をした。司法書士法務花子は，株式会社甲野商事の代表取締役に対し，登記すべき事項や登記のための要件などを説明し，同代表取締役から，必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。司法書士法務花子は，この依頼に基づき，管轄登記所に対し，平成25年7月8日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき，次の問1から問3までに答えなさい。

問1　平成25年7月8日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し，当該登記の申請書に記載すべき登記の事由，登記すべき事項並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2　平成25年7月8日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し，当該登記の申請書に記載すべき登録免許税の額を，その内訳を示して，第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3　株式会社甲野商事の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち，登記することができない事項がある場合には，当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

（答案作成上のその他の注意事項）

1　登記申請書の添付書面については，全て適式に調えられており，所要の記名・押印がされているものとする。

2　登記申請書の添付書面については，他の書面を援用することができる場合でも，援用しないものとする。

3　解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には，該当の欄に「なし」と記載すること。

4　被選任者及び被選定者の就任承諾は，選任され，又は選定された日に適法に得られているものとする。

5　支店移転については，その決定がされた日に現実の移転がされているものとする。

6　東京都渋谷区は，東京法務局渋谷出張所の管轄である。

7　登記申請に伴って必要となる印鑑の提出の手続は，適法にされるものとする。

8　数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。

9　訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

～15:12

登～15:17

記入～すべき15:35

(抹)登免～15:37

(抹)～15:47

チェック～15:52

閉鎖、取締役非設置

別紙1

【平成25年7月5日現在の株式会社甲野商事に係る登記記録の抜粋】

商号	株式会社甲野商事	
本店	東京都渋谷区甲町1番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役　A	平成20年9月29日重任
	取締役　B	平成20年9月29日重任
	取締役　C	平成20年9月29日重任
	東京都渋谷区甲町2番地 代表取締役　A	平成20年9月29日重任
支配人に関する事項	東京都豊島区乙町1番地 B 営業所　東京都新宿区丙町1番地	
支店	1 東京都新宿区丙町1番地	

別紙２

【株式会社甲野商事の変更前の定款】

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は，株式会社甲野商事と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１　書籍，出版物の販売

２　衣料品，日用雑貨品の販売

３　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を東京都渋谷区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は，800株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第８条　当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録がされた議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　株主総会

（招集）

第９条　定時株主総会は，毎事業年度の末日の翌日から３か月以内にこれを招集し，臨時株主総会は，必要あるときに随時これを招集する。

（決議の方法）

第10条　株主総会の決議は，法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第４章　取締役

（取締役の員数）

第11条　当会社は，取締役３名以内を置く。

（取締役の選任）

第12条　取締役の選任決議は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。

（代表取締役）

第13条　当会社の取締役が２名以上ある場合は，そのうち１名を代表取締役とし，取締役の互選によってこれを定める。

（取締役の任期）

第14条　取締役の任期は，選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠又は増員により選任された取締役の任期は，その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第5章　計　算

（事業年度）

第15条　当会社の事業年度は，毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

別紙3

【平成25年5月25日開催の株式会社甲野商事の臨時株主総会の議事の概要】

第1号議案　資本金の額の減少の件

下記のとおり，可決承認された。

記

1．減少する資本金の額　金1000万円

なお，資本金の額については，その全額を減少し，0円とするものとする。

2．資本金の額の減少の効力発生日　平成25年6月28日

第2号議案　募集株式の発行に関する件

下記のとおり，可決承認された。

記

1．募集株式の数　200株

2．募集株式の払込金額　1株につき金5万円

3．払込期日　平成25年6月28日

4．増加する資本金の額　金1000万円

5．割当方法　全株式を株式会社乙野商事から申込みがあることを条件に株式会社乙野商事に割り当てる。

6．払込取扱場所　東京都渋谷区乙町1番地

株式会社丙銀行　渋谷支店

口座名義：株式会社甲野商事

口座番号：普通預金　0112233

7．発行条件　発行済株式の全部を第1号議案の資本金の額の減少の効力発生日に，会社が株主から無償で取得し，平成25年6月28日付けで消却することを条件として，募集株式の発行の効力を発生させるものとする。

別紙４

【平成25年６月28日開催の株式会社甲野商事の臨時株主総会の議事の概要】

第１号議案　定款一部変更の件

別紙「新旧対照表」のとおり定款の一部変更を求めたところ，可決承認された。

第２号議案　取締役及び監査役選任の件

次のとおり，可決承認された。

取締役Ｄ　取締役Ｅ　取締役Ｆ

監査役Ｇ

なお，被選任者はその就任を承諾した。

別紙「新旧対照表」

（変更前）	（変更後）
（株式の譲渡制限）	（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。	第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには，取締役会の承認を受けなければならない。
第８条～第10条　（略）	第８条～第10条　（同左）
第４章　取締役	第４章　株主総会以外の機関・役員
（新設）	（取締役会の設置） 第11条　当会社は，取締役会を置く。
（取締役の員数） 第11条　当会社は，取締役３名以内を置く。	（取締役の員数） 第12条　当会社は，取締役５名以内を置く。
（取締役の選任）	（削る。）

第12条　取締役の選任決議は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	
2　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。	
（代表取締役）	（代表取締役）
第13条　当会社の取締役が2名以上ある場合は，そのうち1名を代表取締役とし，取締役の互選によってこれを定める。	第13条　当会社は，代表取締役1名を置き，取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。
（新設）	（監査役の設置及び監査役の員数）
	第14条　当会社は，監査役2名以内を置く。
（新設）	（取締役及び監査役の選任）
	第15条　取締役及び監査役の選任決議は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
	2　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。
（取締役の任期）	（取締役及び監査役の任期）
第14条　取締役の任期は，選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第16条　取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし，監査役の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠又は増員により選任された取締役の任期は，その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。	2　（同左）
（新設）	3　補欠として選任された監査役の任期は，前任者の任期と同一とする。
（新設）	（取締役会の招集及び議長） 第17条　取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，代表取締役がこれを招集し，議長となる。 2　取締役会の招集通知は，会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし，緊急の場合には，これを短縮することができる。 3　取締役及び監査役の全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで，取締役会を開くことができる。
（新設）	（取締役会の決議の方法） 第18条　取締役会の決議は，議決に加わることができる取締役の過半数が出席し，その過半数をもってこれを決する。
第5章　計　算	第5章　計　算
（事業年度） 第15条　当会社の事業年度は，毎年7月1日から翌年6月30日までとする。	（事業年度） 第19条　（同左）

別紙５

【平成25年６月28日開催の株式会社甲野商事の取締役会の議事の概要】

第１号議案　代表取締役選定の件

議長は，当会社の代表取締役を選定したい旨を述べ，慎重に協議した結果，全員一致をもって，次のとおり選定した。

なお，被選定者は，その就任を承諾した。

住所　東京都新宿区戊町２番地

代表取締役　　D

第２号議案　支配人解任の件

議長は，Eから，Bが当会社の支配人として不適任であるので，Bを支配人から解任したい旨の提案があったことを述べ，慎重に協議した結果，全員一致をもって，Bの支配人からの解任を承認可決した。

別紙6

【司法書士法務花子の聴取記録】

1　株式会社甲野商事の平成25年7月5日現在における登記記録の概要は，別紙1記載の登記記録の抜粋のとおりであり，後記7による変更前の定款は，別紙2記載のとおりである。

2　株式会社甲野商事は，現に債務超過の状態であり，その状態を解消するため，平成25年5月24日付け官報において資本金の額の減少の効力発生日を同年6月28日とする旨の公告を行い，かつ，知れている債権者全員に対し，各別の催告を行った。この資本金の額の減少について異議を述べた債権者が1名いたが，株式会社甲野商事は，当該債権者に対し，その債務の全額を弁済し，同日までに，資本金の額の減少に関する全ての手続を完了した。

3　株式会社甲野商事は，平成25年5月25日午前10時から午前11時までの間，臨時株主総会を開催した。当該臨時株主総会には，発行済株式総数200株を有する株主の全員が出席し，その議事の概要は，別紙3記載のとおりである。

なお，第2号議案については，株主の全員が賛成した。

4　株式会社甲野商事の取締役であるA及びCは，平成25年5月25日，同年6月28日付けで発行済株式の全部を会社が無償で取得すること及び取得した自己株式200株の全てについて消却することを決定し，株主全員との間で，同年6月28日付けで合計200株をそれぞれから取得する旨を合意した。

5　取締役A及び取締役Cは，平成25年6月18日，東京都新宿区丙町1番地の支店を同月25日に東京都中央区丁町1番地に移転することを決定した。

6　東京家庭裁判所は，Bについて後見開始の審判をし，当該審判は，平成25年6月26日に確定した。

7　株式会社乙野商事は，200株の募集株式の引受けの申込みをし，平成25年6月28日正午にその払込金額の全額を払い込み，株主となった。これを受けて，株式会社甲野商事は，同日午後1時から午後2時までの間，臨時株主総会を開催した。当該臨時株主総会には，株式会社甲野商事の唯一の株主である株式会社乙野商事が出席した。議事の概要は，別紙4記載のとおりであり，これにより，別紙4の「別紙新旧対照表」のとおり，定款が変更された。

8　株式会社甲野商事は，平成25年6月28日午後2時30分から午後3時までの間において，取締役及び監査役の全員が出席して，取締役会を開催した。その議事の概要は，別紙5記載のとおりである。